

第7章 精神保健福祉

精神障がい者

精神疾患（てんかん、発達障害などを含む）により、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象とし、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、精神障がい者福祉手帳を交付した。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む）を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある方に対し、その通院医療に係る自立支援医療（精神通院医療）受給者証を交付した。

令和元年度末における精神障がい者の把握患者数は、1,007人であった。

診断別では、気分（感情）障がいが455人（45.1%）と最も多く、次いで統合失調症・分裂型障がい及び妄想性障がいが205人（20.3%）、てんかんが119人（11.8%）の順に多かった。

精神保健福祉対策

精神障がい者が安心して地域で生活できるよう、保健福祉医療に関する施策やサービスなどの充実を図ることを目的として、管内の市及び医療機関や社会復帰関連施設との相互連携や、地域に対する普及啓発などの事業を行った。

また、自殺予防対策として、弁護士と臨床心理士による相談会や市主催ゲートキーパー養成講座、圏域連絡会議を実施した。